(厚生労 働 委 (員会)

建 設 労働 者 の 雇 用 の 改 善 等 に 関 はする法 律の 部 を改正する法 律 案 (閣 法第三七号)(衆議 院 送

付 要旨

本 法 律 案 ιţ 最 近 に お け る建 設 業を取り 巻く経済 社会情勢 の 変化等 に か Ы が み、 建 設 業 務 有料 職 業紹 介 事

労 業 及 働 び 力 建 の 確 設 業務 保に 資 す 働 るととも 者 就 業 機 ĺĆ 確 建 保 設 事 労 働 の 者 制 の 度 雇 用 創 の 設 安 定 等 を図ろうとする の 措 置 講 ず も ることに の で あ ı) そ の 建 主 設 業 な 内 務 容 に は 必 次 0

労

会

業

を

す

る

を

ょ ij

要

な

ح お IJ で あ る。

建 設 業 務 有 料 職 業 紹 介 事 業 及 び 建 設 業 務労働 者 就 業機 会 確 保 事 業 の 適 正 な 運 営 の 確 保 を 図 る ため ات 講 じ

ようとす る 施 策 の 基 本 とな るべ き 事 項 を 建 設 雇 用 改 善 計 画 に 定 め る 事 項 に 加 え る。

事 業 主 4 体 は 建 設 業 務 労働 者 の 雇 用 の 改 善 等 に 関す っる 措 置 及び 建 設 業 務 有 料職 業 紹 介事 業 又は 建 設 業

務 労 働 者 就 業 機 会 確保 事 · 業 に . 関 する措置 を 体的 に行うための実 施 計 画を 作 成 ŕ 厚 生労 働 大 臣 の 認 定 を

受け ることができる。

Ξ 実 施 計画 の 認定を受けた事業主団体は、 厚生労働大臣の許可を受けて、 構成事業主を求人者とし、 構成

事 ›業主に常時雇用される労働者を求職者とする建設業務有料職業紹介事業を行うことができる。

匹

実施

計

画の

認定を受け

た事業

主団体

の 構

成事業主は、

厚生労

働大

臣

の許可を受けて、

自己の常時雇

用す

る労働 者を他 の 構 成 事 業主 の下で就業させる 建設 業務労働 者 就 業機 会確保事業を行うことができる。

五 この 法 復律は、 公布の日 から起算して六月を超え な 11 範 井 内に お 11 て政令で定める日か ら施行する。